

# 仕様書

## 1. 概要

- (1) 件名 四街道市役所庁舎他23施設電力需給(長期継続契約)
- (2) 需給場所 千葉県四街道市鹿渡無番地他  
需給場所の詳細は別紙1「需給施設一覧表」のとおり
- (3) 業種及び用途 官公庁(事務所)・消防署及び学校等

## 2. 仕様

- (1) 供給電気方式等 別紙1「需給施設一覧表」のとおり。

### (2) 契約電力、予定使用電力量

#### ① 予定契約電力

予定契約電力 3,116 kw

各施設ごとの予定契約電力は別紙2「各施設別予定契約電力・年間使用電力量」のとおり

※ 各施設月別の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要のうち、いずれか大きい値とする。

#### ② 予定使用電力量

予定使用電力量(年間) 5,260,000 kwh

各施設ごとの予定年間使用電力量は別紙2「各施設別予定契約電力・年間使用電力量」

のとおり「予定契約電力及び使用電力量」は、気象条件や施設改修工事等によって増減する可能性があり、将来の契約電力及び使用電力の数値を示すものではなく、予定契約電力及び使用電力量を上回り、または下回ることができる。

### (3) 需給期間

自 令和2年2月1日 0:00 ～ 至 令和4年1月31日 24:00

### (4) 電力量等の計量

検針方法及び計量日 : 別紙1「需給施設一覧表」のとおり

なお、計量日は、原則として現在の計量日を引き継ぐものとする。

### (5) 需給地点

需給場所における四街道市の施設した第1号柱上の旧一般電気事業者の架空引込線と四街道市の施設した開閉器電源側との接続点

### (6) 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

### (7) 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

### (8) 各施設使用電力量実績

別紙3「各施設別使用電力量等実績」のとおり。

### (9) 各施設の30分毎実績使用電力量

各施設の30分毎実績使用電力量データは入札情報サービスにて開札日時まで掲載します。

ただし、南部総合福祉センター6月～8月分、消防本部6月～7月分の30分毎実績使用電力量データは欠損しております。

### 3. 契約方法及び支払方法

#### (1) 契約方法

下記表のとおり、単価を見積もり入札するものとする。また、見積もりの総額で入札し、基本料金単価及び電力料金単価を定め、月ごとに契約電力及び使用電力量に応じて料金を支払う単価契約とする。

料金区分		年間予定数量	単位	単価(税込)	
基本料金 市役所庁舎・その他施設及び消防本部		37,392 (3,116×12)	kw/年	円/kw	
電力量料金 市役所庁舎・その他施設	夏季	1,422,900	kwh/年	円/kwh	
	その他季	3,665,600	kwh/年	円/kwh	
電力量料金 消防本部	ピーク時間	6,200	kwh/年	円/kwh	
	昼間時間	夏季	24,000	kwh/年	円/kwh
		その他季	56,200	kwh/年	円/kwh
	夜間時間	85,100	kwh/年	円/kwh	
年間予定使用電力量		5,260,000	kwh/年		
予定使用電力量(2ヶ年)		10,520,000	kwh/2ヶ年		

※ 夏季は、7月1日から9月30日までの期間とする。

※ その他季は、10月1日から翌年の6月30日までの期間とする。

※ ピーク時間は、夏季の平日(土曜日を含む)の午後1時から午後4時までの時間とする。

※ 昼間時間は、平日(土曜日を含む)午前8時から午後10時までの時間とする。

ただし、ピーク時間に該当する時間を除くものとする。

※ 夜間時間は、ピーク時間および昼間時間以外の時間とする。

ただし、日曜・祝日(「国民の祝日に関する法律」に規定する休日)および1月2日・3日、4月30日、5月1日・2日、12月30日・31日は、全日「夜間時間」とします。

#### (2) 支払方法

月毎に、下記表の施設管理担当課等ごとに書面にて請求書を作成し請求を行うこととし、各施設ごとの使用量、電気料金計算書を書面にて送付すること。

また、使用量、電気料金計算書をまとめたCSVファイルをデータにて毎月提出すること。

なお、請求書等は書面のみとし、Webサイトからのダウンロードによる請求は不可とする。

	施設管理担当課等	まとめ請求施設
1	管財課	市役所庁舎・第二庁舎
2	管財課	文化センター
3	健康増進課	保健センター
4	教育総務課	小学校12校
5	教育総務課	中学校 5校
6	福祉政策課	南部総合福祉センター
7	中央保育所	中央保育所
8	消防本部	消防本部

#### 4. 特記事項

- (1) フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- (2) 非常用自家発電設備、太陽光発電装置及び蓄熱式負荷設備の有無については別紙1「需給施設一覧表」のとおり。
- (3) 各月の電気料金算定方法は、基本料金について力率割引または割増しを行う場合、電気料金について燃料調整を行う場合、または再生可能エネルギー発電促進賦課金の取り扱いやその他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める電気需給約款[特定規模需要(高圧)]に依るものとする。
- (4) 入札価格の算定にあたって、力率は100パーセントとし、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこととするが、契約後は(3)に示す電気料金の燃料調整等(当該地域の旧一般電気事業者の当該時期の発表分を適用)を行うものとする。
- (5) 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
  - 1 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 2 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 3 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
  - 4 各月の基本料金・電力料金単価は当該地域を管轄する旧一般電気事業者との契約時の契約種別単価以下とする。
  - 5 基本料金及び電力量料金の単価(税込)については、小数点以下第3位を四捨五入とする。
  - 6 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (6) 30分毎実績使用電力量、各種検針値及び料金計算値の通知について、CSV等の電子データにより毎月提出するものとする。なお、電子データの媒介手段としてWebサイトや電子メールを利用する場合は、IDやパスワード等により認証されるものとする。